

共通仕様書付則 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	1		適用	一般土木工事等共通仕様書付則(以下「付則」という。)は、滋賀県が定める一般土木工事等共通仕様書(令和6年4月滋賀県) (以下「共通仕様書」という)の各規定に付加するものであり、滋賀県土木交通部で定める設計図書として契約の履行を拘束するものとする。	1	1	1	1		適用	一般土木工事等共通仕様書付則(以下「付則」という。)は、滋賀県が定める一般土木工事等共通仕様書(令和7年10月滋賀県) (以下「共通仕様書」という)の各規定に付加するものであり、滋賀県土木交通部で定める設計図書として契約の履行を拘束するものとする。
1	1	1	3		設計図書の照査等	2. 「設計図書の照査ガイドライン(案)」については、近畿地方整備局の下記ホームページからダウンロードできる。 【 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/">http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/</a> 】	1	1	1	3		設計図書の照査等	2. 「設計図書の照査ガイドライン(案)」については、近畿地方整備局の下記ホームページからダウンロードできる。 【 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gi_jutsukanri/index.html">http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gi_jutsukanri/index.html</a> 】
1	1	1	4		施工計画書		1	1	1	6		施工計画書	
1	1	1	7		工事用地等の使用		1	1	1	9		工事用地等の使用	
1	1	1	8		工事着手		1	1	1	10		工事着手	
1	1	1	12		調査・試験に対する協力		1	1	1	14		調査・試験に対する協力	
1	1	1	18		建設副産物	(再生資源の利用の促進) 受注者は、建設資材(土・砕石・As合材・その他再生資材)を搬入または建設副産物を搬出する場合は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について(大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日)、公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について(大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日)、建設汚泥処理土利用技術基準について(大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日)および滋賀県建設副産物処理基準(滋賀県土木交通部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	20		建設副産物	(再生資源の利用の促進) 受注者は、建設資材(土・砕石・As合材・その他再生資材)を搬入または建設副産物を搬出する場合は、各法令および滋賀県建設副産物処理基準(滋賀県土木交通部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
						1. 提出様式 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するものとする。 なお、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式(以下「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という)については、建設副産物情報交換システム(COBRIS(コブリス)) (以下「COBRIS」という)を使用するものとする。							削除(共通仕様書に同様の記載)
						2. 提出方法 受注者は、COBRISにより出力した計画書、実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するものとする。提出時期は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた場合とする。							削除(共通仕様書に同様の記載)
						(建設発生土情報交換システム) 受注者は、設計図書に建設発生土情報交換システム(以下「システム」という)の登録対象工事であることが明示された場合、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合は、監督職員の確認を受け速やかに当該システムのデータ更新を行い、結果を監督職員に報告するものとする。 なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							削除(共通仕様書に同様の記載)
1	1	1	20		工事完了検査		1	1	1	22		工事完了検査	
1	1	1	23		施工管理	(標示板の設置) 受注者は、共通仕様書第1編1-1-1-23施工管理第3項に定める標示板の設置については、「工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県土木交通部)」によるものとする。	1	1	1	25		施工管理	(標示板の設置) 受注者は、共通仕様書第1編1-1-1-25施工管理第3項に定める標示板の設置については、「工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県土木交通部)」によるものとする。

共通仕様書付則 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
1	1	1	24			履行報告	1	1	1	26			履行報告
1	1	1	26			工事中の安全確保 (工事現場の現場環境改善) 別表-1 安全関係 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	1	1	1	28			工事中の安全確保 (工事現場の現場環境改善) 別表-1 安全関係 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等) (塗料の剥離やかき落とし作業) 塗料の成分に鉛等の有害物が確認された場合は、湿式による作業の実施など鉛中毒障害予防規則等関係法令に基づき、労働者の健康障害防止等に留意すること。
1	1	1	29			事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記のURLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。ホームページアドレス： <a href="http://sas.hrr.go.jp/">http://sas.hrr.go.jp/</a>	1	1	1	31			事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記のURLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。ホームページアドレス： <a href="http://sas.hrr.mlit.go.jp/">http://sas.hrr.mlit.go.jp/</a>
1	1	1	30			環境対策 (環境に関する工事現場管理) 7. 地下水脈を遮断する深度までの掘削がある場合 (1) なお、損害が生じた場合は、1-1-30第3項の規程に従い対応しなければならない。	1	1	1	32			環境対策 (環境に関する工事現場管理) 7. 地下水脈を遮断する深度までの掘削がある場合 (1) なお、損害が生じた場合は、共通仕様書第1編1-1-1-32第3項の規程に従い対応しなければならない。
1	1	1	32			交通安全管理 (標示板) 受注者は、設計図書においてイメージアップ(率分)対象工事であることが明示された場合、使用する標示板は、滋賀県産木材製品とする。ただし、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は、この限りではない。 受注者は、使用にあたっては、監督職員に「びわ湖材産地証明制度」による「びわ湖材認定事業者証書」および「びわ湖材販売管理票」の写しを提出すること。 受注者は、標示板(文字等を除く)については、イメージアップの実施項目とすることができる。	1	1	1	34			交通安全管理 (標示板) 受注者は、設計図書において現場環境改善費(率分)対象工事であることが明示された場合、使用する標示板は、滋賀県産木材製品とする。ただし、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は、この限りではない。 受注者は、使用にあたっては、監督職員に「びわ湖材産地証明制度」による「びわ湖材認定事業者証書」および「びわ湖材販売管理票」の写しを提出すること。 受注者は、標示板(文字等を除く)については、現場環境改善の実施項目とすることができる。
1	1	1	34			諸法令の遵守	1	1	1	36			諸法令の遵守
1	1	1	40			保険の付保及び事故の補償	1	1	1	42			保険の付保及び事故の補償
2	1	2				一般事項	2	1	2				(工場検査等) 鋼矢板(JIS規格品)については、工場検査を省略することとする。 ただし、異形や加工がある場合は、発注者および製造メーカーと工場検査実施の有無を協議すること。
3	1	1	4			現場技術員	3	1	1	3			現場技術員
3	1	1	6			監督職員による確認及び立会等	3	1	1	4			監督職員による確認及び立会等
3	1	1	7			数量の算出	3	1	1	5			数量の算出
3	1	1	12			工事中の安全確保 建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)、第3章交通対策(保安灯)第18における夜間施工とは、夜間工事中および夜間工事現場を残す工事現場のことであり、受注者は工事の安全に留意し現場管理を行い、安全を確保しなければならない。 (塗料の剥離やかき落とし作業) 塗料の成分に鉛等の有害物が確認された場合は、湿式による作業の実施など鉛中毒障害予防規則等関係法令に基づき、労働者の健康障害防止等に留意すること。							削除(共通仕様書に同様の記載)
													1-1-1-28に移動

共通仕様書付則 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文 (令和6年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 (令和7年10月版)
3	1	1	15			提出書類	3	1	1	9			提出書類
3	2	4	4			既製杭工 (セメントミルク噴出攪拌方式による中堀杭工法) 杭基礎施工便覧(平成19年1月)に示されている工法(「民間開発建設技術の技術審査証明事業」(事業認定規定昭和62年7月建設省公示)で認定された工法を含む)に適応しない工法を採用する場合の載荷試験の試験費用等については、受注者が負担するものとする。	3	2	4	4			既製杭工 (セメントミルク噴出攪拌方式による中堀杭工法) 杭基礎施工便覧(令和2年9月)に示されている工法(「建設技術審査証明事業」で認定された工法を含む)に適応しない工法を採用する場合の載荷試験の試験費用等については、受注者が負担するものとする。
3	2	6	3			アスファルト舗装の材料 (上層路盤の品質規格) 共通仕様書第1編3-6-2アスファルト舗装の材料に示す表3-17上層路盤の品質規格は、下表に読み替えるものとする。	3	2	6	3			アスファルト舗装の材料 (上層路盤の品質規格) 共通仕様書第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料に示す表3-2-18上層路盤の品質規格は、下表に読み替えるものとする。
						共通							共通
						配置技術者 (監理技術者等) 受注者は、監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日付国不建第457147号)に基づき、主任技術者および監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を適正に配置しなければならない。							配置技術者 (監理技術者等) 受注者は、監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日付国不建第457147号)に基づき、主任技術者および監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を適正に配置しなければならない。
						現場代理人 3. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 ※現場代理人の常駐に関する運用基準(滋賀県土木交通部) 滋賀県ホームページ 滋賀県> 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > 構想・計画・指針 <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/</a>							現場代理人 3. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 ※現場代理人の常駐に関する運用基準(滋賀県土木交通部) 滋賀県ホームページ 滋賀県> 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > 技術管理課まとめページ > 「基準・制度・取組まとめ」はこちら > ■土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集・【その他の積算基準類】 (土木交通部) <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303590.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303590.html</a>
						4. 受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(健康保険証等の写し)を現場代理人等届に添付して提出しなければならない。							4. 受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるものを現場代理人等届に添付して提出しなければならない。
						資料編 ※4 国土交通省ホームページ ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設業に係る登録制度>関係通達>監理技術者制度運用マニュアル <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000100.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000100.html</a>							資料編 ※4 国土交通省ホームページ ホーム>政策・仕事>土地・不動産・建設業>建設産業・不動産業>ガイドライン・マニュアル <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tkl_000002.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tkl_000002.html</a>
						※5 滋賀県ホームページ 滋賀県>県民の方>環境・自然>環境保全・環境学習 <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoushizen/hozen/">http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoushizen/hozen/</a>							※5 滋賀県ホームページ 滋賀県>県民の方>環境・自然>環境保全・環境学習 <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoushizen/hozen/300544.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoushizen/hozen/300544.html</a>
						※6 近畿地方整備局ホームページ ホーム>企画>技術管理関係 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_infomation/gi_jutsukanri/index.html">http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_infomation/gi_jutsukanri/index.html</a>							※6 近畿地方整備局ホームページ ホーム>企画>技術情報・共通仕様書等>技術管理関係 <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gi_jutsukanri/index.html">https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gi_jutsukanri/index.html</a>
						※7 厚生労働省法令等データベースシステム <a href="http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/search1.html">http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/search1.html</a>							※7 厚生労働省法令等データベースシステム <a href="https://www.mhlw.go.jp/hourei/">https://www.mhlw.go.jp/hourei/</a>
						※8 国土交通省ホームページ ホーム>政策・仕事>総合政策>建設施工・建設機械>機械設備 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html</a>							※8 国土交通省ホームページ ホーム>政策・仕事>総合政策>建設施工・建設機械>機械設備 <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html</a>